元外国籍であることのみを理由としてゴルフクラブへの入会を拒否された事例

【文 献 種 別】 判決/名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年10月27日

【事件番号】 令和5年(ネ)第487号

【事 件 名】 慰謝料請求控訴事件

【裁 判 結 果】 請求一部認容

【参 照 法 令】 憲法 14 条、国際人権規約 B 規約 26 条、人種差別撤廃条約、民法 709 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25596228

神奈川大学准教授 上北正人

事実の概要

X(原告・控訴人)は、1974年生まれの日本人であり、訴外会社Aの代表取締役を務める者である。Xは、かつては韓国籍であったが、2018年10月19日、日本に帰化した。Xは、日本で生まれ育ち、現在も日本で生活している。

他方、Y(被告・被控訴人)は、Bという名称 のゴルフ場(以下「本件ゴルフ場」という。)の運 営等を行う権利能力なき社団である。Yの会員規 約では、その目的を「ゴルフを通じて(中略)内 外人間の友誼と国際親善の増進を図る」こととし、 正(準)会員となるためには「正会員2名の紹介 を得て入会の申込みをなし、理事会の承認を得る」 必要があるとされている。さらに、運営において は、「役員を置き総会において正会員中より選任 する」こととし、その「役員はすべて名誉職とす る」とされていた。くわえて、Yの理事会には外 国籍(元外国籍を含む。)の会員数に上限を設け、 その枠に空きが出た場合にのみ新規の外国籍の者 の入会を認める申合せ(以下「本件申合せ」という。) がある。なお、現在の会員数は約1500名であり、 本件ゴルフ場においては、国民体育大会のゴルフ 競技や中部地方の選手権競技を中心に、複数の選 手権競技が開催されている。

2022年2月16日、Xは、入会申込書、戸籍 抄本等(以下「本件書類一式」という。)を提出して、Yへの入会申込みを完了したが、同月20日 にYの従業員であるCから、同月23日にはD常 務から、本件申合せを理由にYへの入会が認められない旨、電話で説明をうけ、同月25日頃には、 本件書類一式がXに返送された。同年3月22日、 XはYに対し、内容証明郵便による通知書により、 入会拒否について謝罪を求めるとともに、精神的 苦痛を被ったとして慰謝料300万円を請求した。 そこでYはXに対し、同年4月27日付け回答書 をもって、前記通知書に関して、同月24日に開 催した理事会において原告の入会を不許可とする 決定に至ったこと、本件入会拒否は国籍によるい われなき差別には当たらない旨を回答した。

そこで、Xが元外国籍であることを理由に入会を拒否されたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、慰謝料等(330万円)および遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

第一審は、Yの閉鎖的・私的団体としての性格と、Xが会員となれないことにより被る不利益の程度とを総合考慮のうえ、請求を棄却。Xが控訴。

判決の要旨

「日本は、人種差別撤廃条約の締約国であるところ、(中略)人種差別撤廃条約の各規程は、その文言等に照らすと、締約国に対し、同条約の規定を裁判規範として国内の私人間に直接適用することまでを義務付けたものと解することはできないが、日本が、人種差別撤廃条約への加入に際して、同条約4条(a)及び(b)の規定に当たり、憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する旨の留保を付しているものの、同条約2条、5条によれば、他の締約国に対する国際法上の義務として、各規定の趣旨を立法及び既存の国内法の規定により国内において実施すべき義務を負うから、不法行為法

上の違法性の判断においても、人種差別撤廃条約 の規定の趣旨を踏まえて解釈することが相当であ る。

以上によれば、本件入会拒否が不法行為に当たるか否かについては、憲法14条1項、国際人権規約B規約26条、人種差別撤廃条約の規定の趣旨を踏まえて、私的自治の原則や被控訴人の結社の自由と抵触しないように適切な調整をしながら、社会的に許容し得る限度を超える違法なものといえるか否かを判断するのが相当である。」

「被控訴人においては、会員となるためには理 事会の承認を得る必要があり、会員権を第三者に 譲渡する際にも理事会の承認を得る必要があるこ と、総会において正会員の中から選任された役員 が原則として無報酬で被控訴人の運営を行うこと からすれば、会員による自主的な運営が行われて いる閉鎖的で私的な団体としての側面を有するも のの、他方、会員数が約1500名に及び、新たに 200 口の新規会員を広く募集しており、本件ゴル フ場では全国規模の大会も開催されていたことに 加えて、今日、ゴルフが一般的なレジャーの一つ となり、ゴルフクラブが親睦の場にもなっている ことが顕著な事実であることからすれば、ゴルフ クラブは、一定の社会性をもった団体であるとい える。そうすると、被控訴人は、結社の自由、私 的自治の原則によって、自らの運営について相当 広範な裁量権を有するものではあるが、いかなる 者を会員にするかという点について、完全に自由 な裁量を有するとまでいうことはできず、その 裁量権には一定の限界が存在すると解すべきであ り、その裁量権を逸脱した場合には社会的に許容 し得る限度を超えるものとして、違法と評価され ると解される。

そして、弁論の全趣旨によれば、本件申合せは、 外国籍の会員が多くなると一般的に生活様式や行動様式、習慣、慣習等が日本人と異なることから、 設立当初の雰囲気が変わってくるため、そうした ことがないようにすることにあると認められると ころ、本件申合せが本件会員規約2条において 被控訴人の目的として掲げる『内外人間の友誼と 国際親善の増進を図ること』と整合性があるのか 疑問であるし、今日の社会通念の下で合理性を見い出し得るのかについても疑問がある上、少なく とも日本で生まれ育ち、日本で長年社会生活を営んでいる上、日本国籍も取得している控訴人との 関係では、本件申合せによって入会を拒否することに合理的な理由があるとは言い難く、控訴人の 入会による被控訴人の結社の自由ないし構成員選 択の自由の制約という不利益の程度は比較的小さ いものといえる。

他方、本件入会拒否による控訴人の被った不利 益は、被控訴人の正会員として本件ゴルフ場でプ レーすることや被控訴人の主催する競技会に参加 することができないというだけでなく、控訴人が 長年在日韓国人として様々な偏見や差別的取扱い を受けながら日本において生活し、家族を持ち、 会社を経営するなど社会的活動を行い、平成30 年10月に帰化したという生い立ちと境遇等を踏 まえると、元韓国籍であることを理由に入会を拒 否されたことは、控訴人の人格権ないし人格的価 値に対する侵害としての側面も有すると言わざる を得ない。前記認定説示のとおり被控訴人が一定 の社会性をもった団体であることからすれば、そ の入会が許されるか否かについては、不特定多数 の者を対象とする活動として人種差別撤廃条約1 条1項の『公的生活』に当たると解されるところ、 控訴人は、元韓国籍であることを理由に本件入会 拒否をされたのであり、前記認定説示のとおり、 その差別的取扱いには合理的な理由がないのであ るから、本件入会拒否は、合理的な理由のない差 別として憲法 14条1項、国際人権規約 B規約 26 条に反するだけでなく、控訴人の民族的出身に基 づいて公的生活の分野における平等の立場での人 権及び基本的自由を享有し又は行使することを妨 げる効果を有するものとして人種差別撤廃条約1 条1項所定の『人種差別』に当たるといわざる を得ない。民法は、個人の尊厳と両性の本質的平 等を旨として解釈しなければならない(同法2条) から、本件入会拒否が、憲法14条1項、国際人 権規約B規約26条に反するだけでなく、人種差 別撤廃条約1条1項の『人種差別』に当たると いわざるを得ないことは、私人間における不法行 為法上の違法性の有無において考慮されるべきも のであり、本件入会拒否による控訴人の被侵害法 益が被控訴人の会員として本件ゴルフ場でプレー するという法的利益だけでなく、人格権ないし人 格的価値であるのに対し、控訴人の入会による被 控訴人の不利益の程度が比較的小さいことからす れば、被控訴人においては、外国籍(元外国籍を 含む。) の者の入会を一切認めないというのでは なく、外国籍の者の会員数に上限を設けているというものであったこと、弁論の全趣旨によれば、現在においても外国籍の者の入会を認めていないゴルフクラブも相当数存在することが認められることを踏まえても、本件入会拒否は、被控訴人の構成員選択に当たっての裁量権を逸脱した社会的に許容し得る限度を超えた違法なものといわざるを得ない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、外国籍であることを理由にゴルフク ラブへの入会拒否が民法 709 条の規定する不法 行為を構成するか否かの判断にあたって、憲法 14条が保障する原告の平等権、国際人権規約 B 規約26条および人種差別撤廃条約と憲法21条 による被告の結社の自由との調整の在り方が争わ れたケースである。これに対して裁判所が、入会 拒否により原告が被る不利益の大きさと入会拒否 が認められないことにより被る被告の不利益の程 度との比較考量により、当該入会拒否がYに保障 された結社の自由の一内容たる構成員選択におけ る裁量権から逸脱したものか否かの判断をしてい る点に意義を認めることができよう。さらに、本 件入会拒否により、単に本件ゴルフ場においてプ レーするという法的利益のみならず、Xの人格権 ないし人格的価値が侵害されたものと評価してい る点は、この種の裁判例において初めてのことで あり、看過されるべきではなかろう。

二 先例・学説

本件と同様の事例に関する裁判例はこれまでにも散見される。まず、日本国に帰化したXが、Yの株主にその会員資格を与えるゴルフクラブに正会員として入会することを目的にYの株式を取得し、ゴルフクラブへの入会と株式の名義変更を求めたところ、帰化した元外国人については、帰化後相当年限を経過しない者は正会員にはなれない旨の規程を理由に、入会と名義変更が拒絶された事案に関する①東京地判昭56・9・9判時1043号74頁(請求棄却)、あるいは、日本で生まれ育った外国籍のXが、自らが代表取締役を務めるA社とYが経営するゴルフクラブとの法人会員契約において、Yに対して自らをプレー権に制約のある

プレーイング・メンバーからそうした制約のない登録者に変更を求めたところ、日本国籍を有しないことを理由に拒絶された事案に関する②東京地判平7・3・23 判時1531号53頁(請求一部認容)、さらには、日本で生まれ育ったXが、Aが経営する株主会員制ゴルフクラブYの会員権につき、Aの株式を取得したとして、その名義書換を請求したところ、「外国人の入会は当分の間制限する」とのYの理事会決議に基づき、それが拒否された事案に関する③東京地判平13・5・31判時1773号36頁(請求却下・請求棄却)およびその控訴審である④東京高判平14・1・23判時1773号34頁(控訴棄却)があり、さらに本件の第一審である⑤津地四日市支判令5・4・19(公刊物未登載、LEX/DB25595244)(請求棄却)がある。

これらの裁判例においては、「三菱樹脂事件」の最高裁判決¹⁾が示した判断枠組みに依り²⁾、憲法 14条による法の下の平等が、私人間の法律関係に直接適用されるものではないことを前提に、私人間の権利の調整については、原則として私的自治に委ねられるものの、ゴルフクラブによる構成員の選択が個人の基本的な自由や平等に対する侵害となるような場合には、その侵害の態様・程度が憲法の規定の趣旨に照らして社会的に許容しうる限度を超えるか否かにより判断されている点で概ね共通しているように思われる(上記③および④では、より結社の自由を重視する姿勢が見受けられる。)。

一方で、いずれの事件も外国籍であることのみ を理由にゴルフクラブへの入会が拒否されたもの でありながら裁判の結果は分かれており、判断プ ロセスが不明瞭であるとの誹りは免れない。この 点、茂木は、株主会員制ゴルフクラブと通常のゴ ルフクラブとに類型化し³⁾、通常のゴルフクラブ について、会員権市場が形成され、ゴルフクラブ に一定の社会性が認められる点に株主会員制ゴル フクラブとの差異を認めて、判決結果のばらつき を説明する4)。あるいは、山本は、③判決について、 そこでの「侵害の熊様・程度が憲法の規定の趣旨 に照らして社会的に許容しうる限度を超える」か 否かの判断が不透明である点を批判し5)、利益衡 量の構造化を提唱する60。つまり、そこでの利益 衡量にあたっては、保護義務論に立脚し、過小保 護の禁止と過剰介入の禁止の枠組みにおいて判断 されるべきであるとする。つまり、過小保護の禁 止においては、平等権侵害により原告が入会拒否により被る不利益の程度と平等権の重要性が、過剰介入の禁止においては、入会を認めることによりYが被る不利益の程度とYが行使しようとする結社の自由の重要性が、それぞれ判断されるべきであるという 71 。あるいは、大村は上記裁判例を分析し、これらの「判決が示唆していた公開性・公共性の考え方を拡張して『平等取扱原則』を公序として措定すること」 81 を提唱する。つまり、「不特定多数の人々と関係を持つ団体や事業者は、これらの人々に対する平等な取扱いを要請される」というのである 91 。そのうえで、「一般からのアクセスを避ける方策がとられていたり、交渉拒絶に正当な理由がない限りは、私法的な意味でも、公共性・公開性が求められると考える」とする 101 。

三 本判決に対する若干の評価

本判決においては、本件入会拒否の決定が不法 行為を構成しうるか否かの判断にあたり、Xの被 る不利益の程度とYにおいて入会拒否が認められ ないことにより被る不利益の程度を比較考慮して 判断されている点が特徴的である。この判断枠組 みは、山本の提唱する過小保護の禁止および過剰 介入の禁止の枠組みとその発想を同じくしている ように見受けられる。さらに、Yの結社の自由の 重要性の判断において、本判決が本件ゴルフクラ ブに「社会性」を認め、Xの入会によるYが被る 不利益が小さいものであると判断した点は、山本 による「ゴルフクラブの目的・性質をどう規定し、 そこにどの程度の重要性を認めるかがポイントと なっている」11)との指摘、あるいは大村のいう「平 等取扱原則」とも軌を一にするもののように思わ れる12)。さらに敷衍すれば、団体の社会性ある いは公開性が強まればそれだけ、入会を希望する 者の入会に対する合理的期待が高まるものと考え られる。そうした団体において入会拒否がなされ た場合には、入会への合理的期待に対する侵害を もって不法行為と捉えることも可能となりえよ う。もっとも、団体が外国籍の者を排除する規約 や役員会での議決を公表することによって「社会 性・公開性 | を失わせうると考えるべきでないこ とは当然、そうした規約や議決が公表されている ことにより、入会への期待を抱くべきではないと の主張も認められるべきではない 13)。

最後に、本判決が本件入会拒否を憲法 14 条お

よび国際人権規約 B 規約 26 条に反する「合理的 な理由のない差別」であるとしたのに加えて、人 種差別撤廃条約1条1項所定の「人種差別」に 当たるとするが、特に後者につき、このことは「私 人間における不法行為法上の違法性の有無におい て考慮されるべき」であるとした点をいかに理解 すべきかについては検討を要する。ここでは、人 種差別撤廃条約が私人間の法律関係にいかなる 効力を有するのか(本判決は直接適用を否定する。) という問題と同時に、本判決は、「合理的な理由 のない差別 | と「人種差別 | によってXの人格権・ 人格的価値の侵害を惹起するとするが、ここでの その実質をいかに理解すべきかが問題となろう。 本判決が、「本件入会拒否をされたことで、プラ イドをひどく傷つけられたと感じることは、無理 からぬものである」り、また、自らが周囲の者に「元 韓国籍であることを伝えざるを得ない状況になっ たことによっても精神的苦痛を受けたといえる」 としていることからすると、裁判所としては名誉 感情あるいはプライバシー権をその内実と捉えて いることが窺える。ただ、人種差別等により侵害 される法益、とりわけ当該民族の出身者としての 尊厳の受け皿として、名誉感情やプライバシーで 十分であるのかについてはなお検討を要するよう に思われる。

●----注

- 1) 最判昭 48·12·12 民集 27 巻 11 号 1536 頁。
- 2) ①判決においては、明示的に三菱樹脂事件が参照されている。
- 3) 茂木明奈「契約法における平等処遇の要請」法学政治 学論究 96 号 (2013 年) 48~49 頁、51~52 頁。
- 4) 茂木・前掲注3) 51~52頁。
- 5) 山本敬三「判批」判時 1794 号 (2002 年) 172 頁。
- 6) 山本・前掲注5) 172頁。
- 7) 山本・前掲注5) 173頁。
- 8) 大村敦志『他者とともに生きる――民法から見た外国 人法』(東京大学出版会、2008年) 122頁。
- 9) 大村・前掲注8) 122 頁。
- 10) 大村・前掲注8) 122頁。
- 11) 山本・前掲注5) 175頁。
- 12) 茂木が、「当該財および役務の一般への流通性如何、 そして対象となる財および役務の必要性如何により、平 等処遇の要請される範囲の限界ラインが流動的になりう る」と指摘しているのも、同様の着想に基づくものと考 えられる(茂木・前掲注3)60頁)。
- 13) 山本・前掲注5) 173 頁も同趣旨のものと考えられる。